

琉球大学学術リポジトリ

沖縄県多良間島における伝統的社会システムの実態と変容に関する総合的研究

メタデータ	<p>言語:</p> <p>出版者: 高良倉吉</p> <p>公開日: 2009-03-03</p> <p>キーワード (Ja): 沖縄県多良間島, 伝統的社会システム, 八月踊り, 琉球, 水納島, スツウプナカ (豊年祭)</p> <p>キーワード (En): Tarama Island, Okinawa Prefecture, Traditional society, Dance of August (8-gatsu odori), The Ryukyus, Minna island, Sutsuupunaka(celebration of a full harvest)</p> <p>作成者: 高良, 倉吉, 池宮, 正治, 山里, 純一, 玉城, 政美, 川平, 成雄, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, 大胡, 太郎, Takara, Kurayoshi, Ikemiya, Masaharu, Yamazato, Junichi, Tamaki, Masami, Kabira, Nario, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa, Ogo, Taro</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p>
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9027

多良間の「玉黄記」について

山里純一*

はじめに

「玉黄記」は多良間の仲本家に伝わったまじない関係の写本である。法量は縦約二十センチ、横約十三・八センチで、本来は四つ目袋綴じであったが現在は黒い綴じ紐で仮綴じされている。外題と思われる「玉黄記」の文字が本紙と同質紙に墨書されている。丁数は二十八丁で、奥付はない。二丁目から表裏に呪符や呪文等を書き連ねている。その呪符の中に中国の『玉匣記』に見える符が含まれていることから、「玉黄記」の題名は『玉匣記』の匣の字を黄に書き誤ったものと推測されるが、『玉匣記』とは無関係の呪符・呪文・呪歌等も相当含まれていることを考えると、必ずしも適切な題名とは言い難いように思われる。

この資料は現在平良市に住む仲本春信氏（昭和25年生）が所有しておられるが、春信氏の曾祖父にあたり明治30年に死去した春康氏が使用していたものという。春康氏は仲本家の三男で、多良間で三世相をやっていたようである。

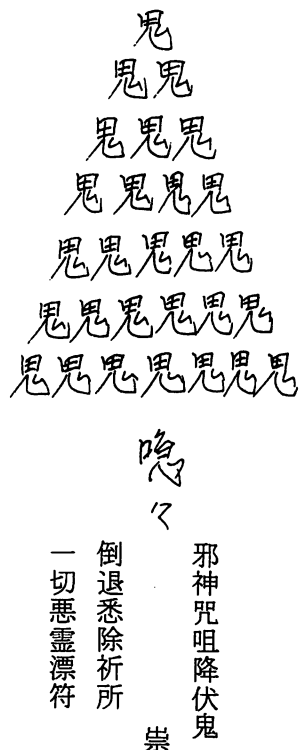
なお平良市総合資料館に写真とネガフィルム、また沖縄県立図書館にはマイクロフィルムが収められている。

1. 呪符（1）

二丁目の表の中央には右のような呪符が見える。

『修験深秘行法符集』には、鬼の字を下から上に一・二・三字と横並びに十段重ね、一番下の鬼の字の下方に「天王之御子六十二噫急如律令」の句を配した「瘡瘡呪」が見えるが、「玉黄記」のものはこれとは逆に鬼の字を上から下に一・二・三字と横並びに七段重ね書きしている。そしてその下方にはこの符が咒咀返しの符であることを書いている。

なお、この符の右側には「道切りの符」が書かれている。また左側には、日の字を縦横二つづつ書き、その下に「噫々」を書いたものと、日の字を二文字横並び二段ないしは三段重ねし、その下に王の字を三文字横並びに三段重ねし、さ



* やまざと じゅんいち 琉球大学法文学部教授

らにその下に子の字を三文字横並び三段重ねて書き、その下方に「噓々」の文字を配した呪符が見える。用法を書いた部分の文字は消えてほとんど判読できないため、これら二つの呪符が何に用いるものであるかは不明である。

2. 『玉匣記』系の呪符

二丁の裏から十二丁の表の中央上段までは、『玉匣記通書広集』に見える「月令符」「鎮悪夢符法」「鎮諸怪異符」が書かれている。「月令符」とは、毎月一日から三十日まで一日ごとの符を掲げ、その日の病気の原因がどの方位のいかなる鬼神の祟りによるものであるか、またそれを除去するためにどのような方法を用いるべきかを示した治病符⁽¹⁾である。すべてを掲げることはできないが、例えば十四日の符は右のようなものである。

すなわち、この日の病人は示された符を一枚は呑み、一枚はどこかへ押すことによって病気を治すことができるとし、またこの病気は卯の方角の家神鬼の仕業であるので、子の方向へ五十歩行ったところで黄紙を焼くか、辰巳の方向へ三十歩行ったところで白紙を焼くとよいというのである。

ちなみにこの部分の『玉匣記通書広集』の記事は次のようになっている。

吞一道門上貼一道吉

病者正東得之家神引鬼作祟手足冷霍乱坐臥不安飲食無味用
白紙五張東南三十歩送之即安

「月令符」は台湾・朝鮮にも伝わっており、『台湾風俗誌』は次のように和訳している。

十四日発病者は東方の家神鬼を引きて祟りをなす。手足冷却し暈眩あり、坐臥不安飲食味無し、如此は白紙五枚東南三十歩の所にて焼き且つ符一枚を呑み一枚を門上に貼付すれば直に病癒ゆ。

『朝鮮の鬼神』には「吞一度貼門上吉」とのみ書いている。

なお「玉黄記」には見えないが、これらの符法の前段には、この符を書く時は齒を三回かみ合わせ、浄水一口を含んで東方に向かってこれを吐き、呪文を唱えるとして、その呪文が掲げられている。

次は「鎮悪夢符法」である。悪夢は邪悪なもの所作によると信じられており、悪夢に悩まされないようにするため、子の日から亥の日までの十二支の日ごとの符とその処方

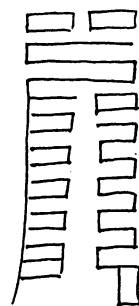
十四日
勅
此病人卯方ニ而家神鬼召寄煩黄紙五枚子方向て五拾足參焼候白紙五枚辰巳之方向
て三拾足參焼候而よし
此ふう一枚呑一枚押

書いたものである。例えば子の日の符は右のようなものである。

すなわち、子の日にこの符を佩すると悪夢を見なくてすむというのである。

この場合も『玉匣記通書広集』などには、前段に、浄水一口を含み、右手に刀を持って六回振り下ろして東に面して吐き、呪文を唱えた後、符を書くとして、呪文が掲げられているが、「玉黄記」ではその部分は省略されている。

なお符の用法についての記述を、十二支すべてについて他と比較しながら揚げると次表の通りである。



子日はきふう

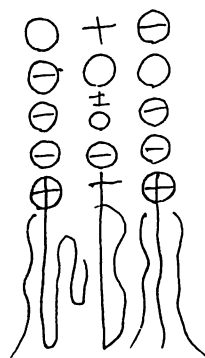
	『玉匣記通書広集』 (『朝鮮の鬼神』)	『台湾風俗誌』	『玉黄記』
子	子日「夢」佩此符大吉	子の刻の夢なる時は此符を帯ぶるは大吉なりと	子日 はきふう
丑	丑日「夢」此符戴「頭」大吉	丑の刻同上	丑日 髪差ふう
寅	寅日「夢」此符戴「頭」大吉	寅の刻同上	寅日 髪差ふう
卯	卯日「夢」此符貼門大吉	卯の刻同上	卯日 押ふう
辰	辰日「夢」此符貼門大吉	辰の刻同上	辰日 門押ふう
巳	巳日「夢」此符貼北壁大吉	巳の刻同上	巳日 後々道押ふう
午	午日「夢」此符貼南壁大吉	午の刻同上	午日 前々道押ふう
未	未日「夢」此符戴「頭」大吉	未の刻同上	未日 髪差ふう
申	申日「夢」此符佩左大吉	申の刻同上	申日 左ニ差ふう
酉	酉日「夢」此符戴「頭」大吉	酉の刻同上	酉日 髪差ふう
戌	戌日「夢」此符貼西壁大吉	戌の刻同上	戌日 西の道に差
亥	亥日「夢」此符安堅「竈」中大吉	亥の刻同上	亥(日) かまニ入焼

次は諸怪異を鎮める符である。『玉匣記通書広集』には、①「鎮衣冠等怪符」②「鎮床帳等怪符」③「鎮器具等怪符」④「鎮舟車等怪符」⑤「鎮竈金等怪符」⑥「鎮牛馬等怪符」⑦「鎮野獸等怪符」⑧「以禽鳥等怪符」⑨「鴨鷄鵝等怪符」⑩「鎮鳥糞汚衣符」⑪「鎮諸怪總符」の順で掲げられているが、「玉黄記」には①②③④⑤⑥⑨⑩⑦⑧⑪の順で、次のような用法が付されている。すなわち、①は「衣装変化仕候時此ふうはき吉」、②「破枕類変

事仕候時此ふうはき吉」、③「まかり（碗）さら（皿）諸道具変事ニ押ふう」、④「舟之類変事ニ押ふう」、⑤「口竈変化仕候押ふう」、⑥「牛馬変化押ふう」、⑨「鳥之類変化時押ふう」、⑩「飛鳥糞衣装汚時此ふうはきて吉」、⑦「山猪之類家内走入之時門押ふう」、⑧「山鳥家内飛入時押ふう」、⑪「病人家ニ押ふう」である。その中から①のみを例として掲げておこう。

なおこの符について、『台湾風俗誌』は「衣冠鞋履に怪しき兆あるときは之を帯ぶるときは大吉なり」、また『朝鮮の鬼神』では「朱書佩帯」とあり、「鎮悪夢符法」同様、異同が認められる。

以上が、「玉黄記」の名称と関係があると思われる『玉匣記通書広集』と共通する呪符である。今のところ日本の呪符資料の中では、馬場信武の『呪符法』に諸怪異を鎮める符が見えるのみで、「月令符」や「鎮悪夢符」については見いだしていないが、日本にも恐らくこれらの符法が伝わり、和解を施したものが流布したことは間違いない。「玉黄記」はそれから必要と思われるものだけを書き写したものであろう。符の用法を記した箇所に候文が用いられているのはこのことを示唆する。なお「月令符」と「鎮悪夢符法」は八重山の新本家文書にも見えるが、用法を述べた文はやはり異なっている。



3. 呪符（2）

『玉匣記』系統の呪符に続き、十二丁の表から十三丁の表までは十一種類の呪符が書かれている。

まず「鎮諸怪總符」に相当する「病人家ニ押ふう」の下段に、右の呪符が書かれている⁽²⁾。

下に小さく「右同」と見えることから、この符の右に位置する「山鳥家内飛入時」の符と同じ用途の符であろう。

次に書かれている呪符は「邪兇呪禁法則」等に見える「夫妻ノ愛敬ノ符」であるが、符の右側には「此符をかきてつねに身を（不明）」とある。

この次は「子やすの符」で、右側には「此符をかきて産婦にのましむへし」という記述が見える。この符は沖縄県内の各地に見られる比較的ポピュラーなものである。

以下、用法についての記載がなく何に用いるかは不明だが、①から⑧の順に次のような呪符が書かれている。

天
是
雷
轟
鳴
鳴
如
律
令

- ① 非 扇 顯 山 天 鬼 亨
- ② 山 顯 鬼
- ③ 日 合 朋
==
- ④ 天 天
天 天
- ⑤ 元 亨 利 貞 謹 祈 所
- ⑥ 鬼 鬼 石 石 石 石 石 石 石 石
鬼 鬼 石 石 石 石 石 石 石 石
石 石 石 石 石 石 石 石
日 日 日 日 日 日 日 日
鬼 鬼
去
- ⑦ 山 鬼 鬼 鬼 日 日 日 石 石 石
鬼 鬼 鬼 鬼 日 日 日 石 石 石
石 石 石 石 石 石 石 石 石 石
石 石 石 石 石 石 石 石
當
- ⑧ 鬼 鬼 天 火 火 火 火 火 火
鬼 鬼 天 火 火 火 火 火 火
火 火 火 火 火 火 火 火 火 火
石

4. 呪文・呪歌類

続いて十三丁の裏から二十丁の表までには呪文・呪歌等が書かれている。それを頁 (A ~ N) ごとに示すと次の通りである。

A① 紫微鑾駕 紫

② 関聖帝王 順我者生逆我者死

③ 南無阿弥陀佛 乾元亨利貞

④ 齐大聖 活的佳死的去

⑤ 急急如律令

「紫微鑾駕」(異筆?)

B⑥ 不動明王鬼急急律令口

⑦ 咒咀諸毒藥 所欲害身者 念彼觀音力 還着於木人

霜柱氷の貫に雪桁雨棟木に露之茸草 (余白に後から書き込んだものか)

C⑧ 霜柱氷軒雪桁雨棟木に露之茸草 (誤字を訂正したものと清書し直した異筆のものからなる)

紫微鑾駕 紫 (上段に横書きで右から左に書かれている。但し鑾の字を上部と金の字に分けて書いている)

D⑨ 兵家軍術靈脈大事

護身法

浄三形 (浄三業の誤り)

※真言 (音写字と読みは省略)

E 佛部三昧耶

※真言（音写字と読みは省略）

蓮華部三昧耶

※真言（音写字と読みは省略）

金剛部三昧耶

F ※真言（音写字と読みは省略）

被甲護身

※真言（音写字と読みは省略）

⑩ 請車輅

⑪ 唵トトロロ ウン

G⑫ （梵字ア）（梵字ホロン）（梵字カンマン）魂魄

⑬ 唵ヘイタリヤソワカ ト数返

⑭ 不動明王慈救咒（音写字と読みは省略）

H 右ノコトク加持スル内靈ワクワクト出申也又はフルイ置事有リ

此時召請印ヲ結テ願也

⑮ ナウマクサンマンタホタナンレキエキソワカ

⑯ 五大尊

東方降三世夜刃明王乃至北方中央

I 送車輅印ヲ結テ靈ヲ帰スナリ

⑰ 唵サラボラウン

次ニ九ツ印ヲ結之

⑱ ヲンハサラサトハソヲキヤラカハサラアラタンノウマトヲ タランハサラタラマ

キヤヤナイハサラキヤラマキヤル ンハ

J⑲ 符加持大事

両部咒一 アビラウンケン

一 バザラダトバン

摩利支天咒一 オンマリシエイソワカ（エイの字欠落）

⑳ 無明里鬼入身則成諸病入心則三毒取是（梵字ア）字月宮入誦成

字朋

K㉑ 佛法眼前成故轉災諸事吉祥成オンシュリマリマリマリシュシュソワカ

右萬之符書テ右之掌之上ニ左手ヲ瓶ノコトク居符入大三古印ヲ結祈念スルナリ經ハ
心ニマカス者也

㉒ 水を咒事

L あま神のしゃたんの下より出ル水

龍地みなとに流ルりかな

㉓ 四寸鳴弦傳授切紙

鶯登小并岩盤石楯重其法華經鳴程本来無雲上弦音弦童本来無^{一返} 愛染明王可妙觀念

M② 天照大神宮^三 八幡大菩薩 春日大明神^三

② あつさよみのいさむる神の気しきかな

またふむあらしハ神りきの内

③ 九萬八千軍神眷属諸天諸鬼神無横道^一 七福則命佛^一

N 鳴攘狐^一 七難成者^一 已則滅^一

〇〇〇〇也

たたくいる也

⑦ 秘中秘密

道尊天咒^九

夫弓七徳五形也^三

〇〇〇〇の童

をいり

右射様敷裳束ニテ如例

現在わかる範囲で、若干の説明を加えておこう。

①は棟木に書かれる火伏せの呪語であるが、末尾の「紫」の字は習書であろう。

④の「斉大聖」と「活の佳死的去」のいずれかが ⑤の「急急如律令」と結びつく可能性もあるが、不明。その下の「紫微鑿駕」は後に別の人が書いたものであろう。

⑦の「咒咀諸毒薬 所(諸カ) 欲害身者 念彼観音力 還着於木(本カ) 人」は、『修験深秘行法符集』二百三十「咒咀返之大事」に、「生霊」の咒咀返しに用いる呪句として見える。

⑧は火伏せの呪歌で、棟木にも書かれる。

⑨の「護身法」は密教および修験道において修法の基本とされる十八道の最初の段階で、「浄三業」から「被甲護身」まであり、修行者として身・口・意を浄める作法である。

⑩の「請車輅」は十八道の一つ。その真言は書かれていない。

⑪「唵トトロ ウン」は、十八道の一つ「宝車輅」の真言である。

⑬不動明王は、仏敵を排除し、真言の威力を体現する仏で、修験者の守護神でもある。

⑮は、「ナウマク・サンマンダ・ボダナン……ソワカ」という真言はいくつかあるが、このようなものは見あたらない。誤写であろうか。

⑯の「五大尊」は東方降三世夜叉明王、南方軍荼利夜叉明王、西方大威徳夜叉明王、北方金剛夜叉明王、中央大日聖不動明王であるが、ここに書かれた「東方降三世夜叉明王乃至北方中央」は、東方降三世夜叉明王以下の明王を省略したものであろうか。これらの明王は、修験道においては特に呪術的な修法に用いられる。

⑰は四智讃の真言で、正式には「ラン・バザラサトバ・ソウギヤラカ・バザラ・アラタンナウマドタラン・バザラタラマギヤヤナイ・バザラキヤラマキャロバンバ」である。修験道の呪文に用いられる。

⑱「符加持大事」の両部咒の「アビラウンケン」は胎蔵界の大日如来、「バザラダトバン」は金剛界の大日如来。これらは密教・修験道の理念的中枢をなす宇宙最高の仏である。

また摩利支天咒（オンマリシエイソワカ〈エイの字欠落〉）は、密教では邪霊やあらゆる困難を退ける神。修験道では武神で、降魔調伏呪法の本尊にもなっている。

㊸は便所の守護神である烏枢娑摩明王の真言で、正式には「オン・シュリマリ・ママリ・シュシュリ・ソワカ」である。

㊹と㊺は呪歌であるが、意味はよくわからない⁽³⁾。

これ以外のものについては、今のところ出典等は見出すことはできないが、ほとんどが修験でも用いられた密教的な呪文等であることは推測されよう。

多良間には波上山護国寺（真言宗）の住持であった心海上人が流刑により来島しており、寺山という拝所の境内にある康熙40年（1701）の年紀の入った経塚は、心海上人が建てたという言い伝えもある。ただ時期的にいて「玉黄記」に見えるこれらの呪文等が心海上人から直接学んだものとは言えないが、その影響を受けたものである可能性は否定できないように思われる⁽⁴⁾。

5. 呪符（3）－「符集」－

上記の呪文等の後、二十丁の裏から二十八丁の裏までは「符集」として129の呪符をまとめて書き写している。ここではその用法のみ列記しておこう。但し（ ）は筆者の説明である。

「子安符」（七つ）

※書テ頂シテモ吉 呑シテモヨシ イヤ（胞衣） 不下ニモヨシ

「子下カネトキ呑ヘシ」

「子ノ腹内死トキ呑ヘシ」 四つ

※南無四天王ト唱ヘシ

「難産トキ呑ヘシ」

「子ナストキトムル符（子産す時止むる符）」 二つ

「子ウミテ後用ル」

「鼠箱等喰スルトキ書テウス（押す）ヘシ」

「病人家ニウス（押す）」

「胸病ニ呑ヘシ」

「厄病トキ書テウス（押す） ノマテモ（呑ましても）ヨシ」

「右同トキ（厄病の時）ヤシキ（屋敷）立ルヘシ 東」

「（同） 西」

「（同） 南」

「（同） 北」

「右同時（厄病の時）家四角ウス（押す）ヘシ」

「腹ノ腫物書テヨシ」
「氣病スル人ノマス」
「ハラ（腹）ノハ（腫）レタルモノ（者）ニ吞ヘシ」
「モノクルイ（物狂い）スルモノ（者）ニ吞スヘシ」
「十五十五セキノ符」
「家内ヒカリモノスル時ヒカリタル所ニウス（押す）也」
「身ハルトキ吞スヘシ」
「田畑虫付時書立ル」（二つ）
「萬寶持時吞ヘシ」
「封命延符」
「塞方行トキ吞テヨシ」
「夫婦和合符也」
「合戦ニ向フトキノ符」
「同（合戦）逢トキ符」
「サタ（沙汰）ニカツ（勝つ）符」
「シヨフ（勝負）ニカツ（勝つ）符」
「咒咀還ス符」（二つ）
「悪靈漂符」
「咒咀来時還ス符」
「女咒咀シタルトキノマスヘシ」
「女乳くさフル時吞ヘシ 上書キテモヨシ」
「女長血下ス時吞ヘシ」（四つ）
「腫物上書ヘシ」（三つ）
「大カサノ上カキテヨシ」
「目頬ニ吞符 洗テモヨシ」
「女ノ目頬ニ吞ヘシ」
「ハレモノ上ニ書テ吉」
「ヲコリ（瘡）ノ符」（三つ）
「童夜ナキスルニ吞ヘシ 枕上押テモ吉」（三つ）
「災難逢符」
「七ナン（難）逢符」（五つ）
「悪人口ヲトモル（止むる）符」（二つ）
「火事ヲトモル符」
「愛敬符 □掌書テ吞ヘシ」（二つ）
「人中保符」
「女裏保符」

- 「男中保符」
- 「女ニ思ハルゝ符」
- 「相敬符」
- 「人ニ思ルゝ符」
- 「萬人アヤカル符」
- 「相合時符」
- 「和合スルト思時符ナリ」
- 「女守愛符」
- 「男守愛符」
- 「女ニ吞スニ男ヲ思也」
- 「男ニ吞スニ女ヲ思也」
- 「□□□」
- 「カラス夜鳴時書テ立ル」
- 「夫婦ニ和合符」(重複)
- 「旅ノトキ船内ニ押符」
- 「家棟夢見ハ書テ押ナリ」
- 「刀サケ(下げ?)ニ用符」
- 「馬煩トキ吞ヘシ」
- 「牛煩時吞テヨシ」
- 「下人走トキマワシノ符」
- 「胸病吞符」
- 「カラス家内入トキ入タル所ニ書立ル」
- 「悪人口トモロ符」
- 「一切の魔漂符」
- 「咒咀ハナス(放す)符」
- 「盗人逢時書テ立ハ知也」
- 「盗人不来符」
- 「□□□符」
- 「不明符」(二つ)
- 「病人居家四角押」
- 「下人走時居タル筵下ニ書テ置」(二つ)
- 「口論トキ我カ家ニ押置」
- 「蛇返ル符」
- 「喉氣煩トキ吞ヘシ」
- 「齒病トキ書テ病齒ニ食ヘシ」
- 「頭病吞符」

「腹病呑ヘシ」
「水符」
「蛇ニクワレルトキ呑ヘシ」
「腰イタミニ呑ヘシ」
「夜痛スル者ニ□□」
「馬煩トキ耳ニ□□」
「□食□呑ヘシ」
「ハラカタマリ（腹固まり）呑ヘシ」
「屋敷牛馬入時東立ル」
「牛馬守符」
「山鳥家内入トキ入タル所ニ立ル」
「ハナ（鼻）血留ル符」
「死霊付人ニ呑ヘシ」

この「符集」に見える呪符の特徴は、冒頭の呪符のみ「噫如律令」とあるが、他はすべて「噫々」と書かれていることである。仲本家の人がそのように省略して書いたのか、それとも元の「呪符集」にそうあったのかはわからない。

これらの呪符は恐らく何か元になる「呪符集」があり、それから必要と思われるものを拾い出して書き写したと推測されるが、呪文類の前に書かれたものとは異なる「呪符集」であった可能性もある。

なお、これらの呪符の中で「厄病の時屋敷の東に立つる符」、「厄病の時屋敷の西に立つる符」、「厄病の時屋敷の南に立つる符」、「厄病の時屋敷の北に立つる符」は、屋敷ダミ（留み）の際に屋敷の四隅に立てる札として、また「馬煩う時呑む符」「牛煩う時呑む符」は、馬小屋や牛小屋に立てる札として、近年まで用いられていた。

おわりに

異体字や独特の筆跡に加えて、紙の痛みや虫食い等で判読できない文字もあり、また符籙の部分もその数が多いことから、「玉黄記」の全文を翻刻紹介することはできなかったが、これまでその存在が知られながら十分把握されてこなかった⁽⁵⁾「玉黄記」の内容がある程度判明できたであろう。末尾ながら、今回「玉黄記」を調査する機会を作っていただいた岡本恵昭氏および所有者の仲本春信氏にお礼を申しあげる次第である。

【注】

(1) 増田福太郎「中国における呪符の一考察」（『福岡大学研究所報』18）

(2) 本来「臨兵闘者皆陣列在前」の九字は、四縦五横の線で描かれるが、ここでは五縦五横となってい

る。

- (3) 呪歌については、中島恵子「うたよみのこと—まじないの歌—」(『女性と経験』2)、H・O・ロタモンド「修験道の呪歌」(和歌森太郎編『日本宗教史の謎』上、佼成出版社、1976年)、三谷栄一「おまじないと和歌」(『実践国文学』19)、野本寛一「呪歌の民俗」(『言霊の民俗』所収、人文書院、1993年)、花部英雄『呪歌と説話』(三弥井書店、1998年)等の研究を参照したが、これらの中には「玉黄記」に書かれた呪歌に類似するものは見あたらない。
- (4) 宮家準「遊行宗教者」(窪徳忠編『沖縄の外来宗教』弘文堂、1978年)
- (5) これまで「玉黄記」については、岡本恵昭氏が『沖縄大百科事典』において簡単な紹介がなされている(但しその項目は「玉匣記」)他、拙著『沖縄の魔除けとまじない』(第一書房、1997年)で言及しているくらいで、本格的にこの資料を紹介・分析したものはない。